HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	報告３　「環境」をめぐる法的諸相　－市場の論理・共同体の利益・個人の自律－
Author(s)	水野, 謙
Citation	北大法学論集, 56(4), 217-233
Issue Date	2005-11-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15405
Type	departmental bulletin paper
File Information	56(4)_p217-233.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

報告三

「環境」をめぐる法的諸相
――市場の論理・共同体の利益・個人の自律――

水野　謙

学習院大学の水野です。報告のタイトルは、「『環境』をめぐる法的諸相」というものです。サブタイトルは「市場の論理・共同体の利益・個人の自律」ですが、環境問題について、以下では、この大きく三つの視点から、検討したいと思います。

一　はじめに――問題の所在

初めに、環境問題に対して、本報告がどのようなアプローチを試みるか、また、本報告の目的は何かということについて、簡単にお話したいと思います。

(1) 環境倫理学における（かつての）対立軸について

環境問題をめぐっては、これまでさまざまな学問的なアプローチがなされています。その一つに、私の専門ではありませんが、環境倫理学があることはよく知られています。この環境倫理学における一つの考え方に「自然中心主義」（非人間中心主義、生命中心主義、あるいは生態系中心主義とも呼ばれる）というものがあります。これは、人間のみに内在的価値を認めようとする「人間中心主義」を批判する文脈で唱えられたものです（ネス 1997［原書 1989］・259-など。環境思想の系譜については鬼頭 1996・30-も参照）。そして自然中心主義の一つのコロラリーに「土地倫理」と呼ばれる考え方があります。これを唱える論者は――大胆に要約すれば――、私たちは、人間を含めた生命共同体そのものを尊重すべきであると考えているようです（レオポルド 1997［原書 1949］・315-）。

しかし今日では、環境倫理学内部においても、このような自然中心主義に対しては批判が強まっています。たとえば、土地倫理の一つの帰結として、全体の利益のために個人を犠牲にするという考え方が出てきますが、果たしてこのような見解に説得力があるのか、それは環境ファシズムではないのかという批判があります。あるいはそもそも、人間中心主義か自然中心主義かという二項対立的なとらえ方で環境問題にアプローチすることには限界があるなどの考え方が、近時では有力になりつつあると思われます（鬼頭 1996・58-、同 2002・223-、須藤 1998・164、吉田邦彦 2000［初出 1998］・446-447 など）。

（2）環境問題に法的アプローチを試みる際の視点

私たちが環境問題に法的なアプローチを試みる際にも、このような二項対立的なとらえ方はあまり有効ではないと思われます。むしろ出発点に据えるべきなのは〔**図1**〕にあるように、人間を取り巻く自然的・社会的な外界の状況（広い意味での「環境」）と個々

〔**図1**〕

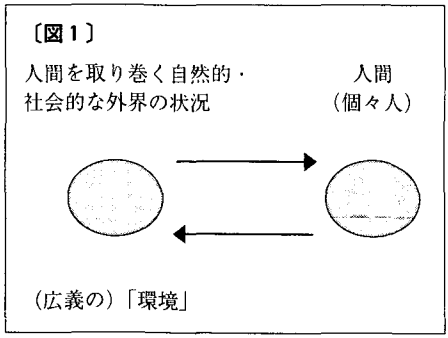

の人間とを対立的にとらえるのではなく、両者の間にどのような相互の関わり合いがあるのかを見つめ直すことだと考えられます。

(3) 本報告の目的

本日の報告は、右のような視点に立ったうえで、人間と「環境」との相互の関係が一定の社会的な関係によってダメージを受けた場合の社会科学上の諸要因ないし力関係について、法的な見地から再検討することを目的とします。その際には、事前または事後の差止め事例に特に着目したいと思います。なぜなら、差止めが認められるか否かということは、訴訟における両当事者にとっていわば死活問題であり、差止め事例を分析することによって、環境問題をめぐる法的な諸相がより明確に浮かび上がってくると考えられるからです。

以下では、自然的環境と社会的環境という二つの環境問題について、大きく三つの事例を取り上げて（二～四）、人間と環境との関わり合いについて検討したいと思います。

二　自然的環境と人間との関わり合い・その一——公害事例

まず、古くから環境をめぐる問題として取り上げられることの多い公害事例について、ごく簡単に問題状況を概観しておきたいと思います。

(1) 公害の発生に至るまで

公害事例においては、自然的環境と人間との関わり合いが問題となります。たとえば水俣病事件などがその典型ですが、ここでは被害者らが、自分たちを取り巻く自然環境に対して、能動的な働き掛けをしている場合もあります。たとえば、熊本水俣病事件の被害者の一部は、水俣湾で実際に漁業を営んでおり、水質汚染によりそれができなくなったこ

とに伴って経済的損失を被っていました。しかし公害訴訟でより大きな問題となるのは、〔**図2**〕にあるように、自然的な環境から個々の被害者が受ける影響という受動的なベクトル（右側を向いている実線の矢印）において、被害者が生命・身体に侵害を受け、人格的な利益が侵された場合の法的な解決のあり方のはずです（自然と人間との関わり合いを双方向のベクトルという視点から検討するものに鬼頭1996・122-がある）。

そしてこの場合、加害行為（工場の操業など）は、被害者を取り巻く自然的な環境を害することを、直接の目的としているのではないという特徴があります。だからこそ、熊本水俣病第一次訴訟判決（熊本地判昭和四八・三・二〇判時六九六号一五頁）などでは、被告の過失の有無が深刻な争点となりました（過失を認めた判旨に対する畔柳1980・112-113の厳しい批判はある意味でもっともである）。ただいずれにしても、典型的な公害事例では、加害者が自然的環境に与えた影響が、自然的環境が被害者に及ぼす作用を通じて、個々の被害者の人格的利益という絶対権を侵害しているという点で、ある意味で分かりやすい図式が成り立っているといえます。

〔図2〕

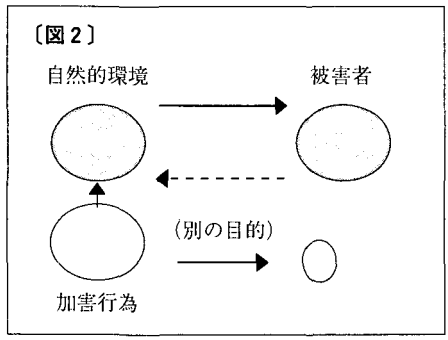

（2）差止めについて

したがって差止めについても、その法的構成については、今なお深刻な見解の対立がありますが（大塚2002・518-520、吉村2004・216-218など）、少なくとも、①過失・因果関係・健康被害の認定がそれぞれなされ、また、②将来も健康被害が継続する可能性があるという要件も満たされているのであれば、結論として、汚染源に対する差止めを認めるということについて、大きな障害はないと思われます。そのほか、公害事例については、被告の騒音や汚染物質が一定の音量や濃度を超えて原告の居住地に侵入しないように求めるなどの抽象的差止請求（抽象的不作為請求）が認められるか、

また航空行政権の行使など公権力の発動請求を包含する民事訴訟は適法といえるのかという問題があります。しかし、裁判例では、これらの問題もまた、クリアされつつあります（前者の問題については、請求の趣旨の特定性に欠けるところはないというロジックを用いるものがあり〔国道四三号事件訴訟の控訴審判決・大阪高判平成四・二一・二〇判時一四一五号三頁〕、また後者についても、自衛隊機の離着陸の差止め請求がなされても、必然的に公権力の行使が見いだされることはないという理由によって、不適法論を回避しようとする判決が現われている〔金沢地判平成一四・三・六判時一七九八号二一頁〕。これらの裁判例の動向については大塚 2002・520-526、吉村 2004・219-224参照）。

三　自然的環境と人間との関わり合い・その二——景観侵害事例

それでは、以上の公害事例と比較して、景観侵害事例はどのように考えたらよいでしょうか。ここでは、公害事例と同じく、一種の自然的な環境が問題になっていますけれども、問題の現われ方は公害事例と大きく異なっています。これについて、以下では、国立市の大学通り周辺の住民が、景観侵害を理由に高層マンション撤去等を請求した事件を中心に考えてみたいと思います（景観利益について総合的検討を行うものに藤岡＝須加 2004がある）。

（1）景観の侵害に至るまで

この国立市のケースを例に考えてみると、〔**図3**〕にあるように、まず、生活を豊なものとする自然的な環境である景観に対して、それを維持発展させていこうと古くからの地域住民が一定の働き掛け（左向きの矢印）をしています。これは自然的環境からの

〔**図3**〕

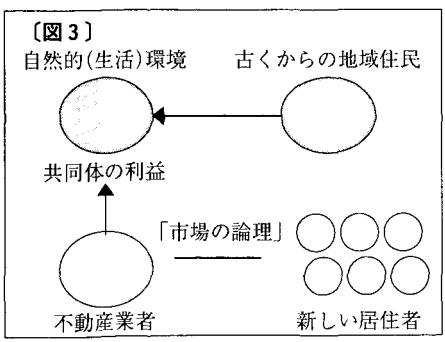

受動的なベクトル（右向きの矢印）がもっぱら問題になっていた公害事例には見られない特徴です。ここでは個々人の人格的な利益をいったん離れ、むしろ地域住民を構成員とする共同体が相互に協力し合って作り上げた公共的な利益ないし秩序、吉田克己先生の言葉を借りれば、一つの「市民的公共性」を見いだすことができる場合がありそうです（吉田克己 1999。なおこれと関連して、吉村 2004・232-234 は、原島 1980・287 の差止論〔環境破壊によって被害を受ける住民のイニシアティヴに着目する〕を再評価し、地域住民の利益の総体としての公共の秩序を観念している）。

他方で高層マンションを建築した不動産業者らは、この景観を積極的に利用しているという側面があり（**図3**）の上向きの矢印）、不動産業者の行為はまさにこの生活環境そのものに向けられています。この点も公害事例とは対照的です。

（2）景観利益の要保護性

さて、このような場合に景観利益を仮に保護したいと考えるとき、原告となっている、古くからの地域住民の個々の利益（人格的利益や所有権など）から、景観利益の要保護性をダイレクトに導くことは、あまり事態適合的ではありません。もっともこれに対して、国立市・大学通り訴訟の一審判決（東京地判平成一四・一二・一八判時一八二九号三六頁）は、都市景観は、地権者らの「所有する土地に付加価値を生み出し」ていると判示し、景観利益は地権者らの「土地所有権から派生するもの」ととらえています。たしかに判決が、このように地権者らの土地所有権に着目したことは、伝統的な個人単位の権利概念や主観訴訟という枠組みと、景観利益との苦心の接合と評価できなくもないと思われます。しかし二審判決（東京高判平成一六・一〇・二七判時一八七七号四〇頁）が正当に述べるように、「景観をどの程度価値あるものと判断するかは、……土地の所有権の有無やその属性とは本来的に関わりないことであり、これをその人個人についての固有の人格的利益として承認することもできない」と考えるのが自然です。一審判決のようなとらえ方に無理はあったことは否定できません。

むしろここで議論の対象となるのは、各個人の利益ではなく、（1）で述べたように、地域住民を構成員とする共同体の利益としての景観利益というものが、どこまで保護に値するのかという点でなければならないはずです。このとき、地域住民だけの努力で、当該景観が本当につくり出されたといえるのかという問題をまず検討する必要があります（二審判決は、大学通りの景観が大正一四年の箱根土地株式会社の開発構想を基本とすることなどを指摘して、この点について否定的な態度をとる）。

また、それに加えて、当該共同体の利益なるものが仮に存在するとしても、それが本当に公共的な性格を有しているのかという点も問題になると考えます。国立市の実情は、当事者ではない私には窺い知ることができない部分がありますが、一般論として、「まちづくり」の少なからぬ現場は、町内会の有力者たちによって牛耳られており、一般の住民が入り込みにくい雰囲気があるという指摘もなされています（名和田 1992・178-181 はこのような現状を踏まえたうえで、「地域住民全員型」の新しい共同性の創造を志向する）。仮にこのように、地域社会において個人の自律が確保されていない場合は、「市民的公共性」なるものは、絵に描いた餅に終わってしまう危険性が高いと考えられます。このような問題点は、最近、一部の論者によって唱えられている、いわゆる「公共哲学」が抱える問題点にも通じると思われます。

たとえば、千葉大学の小林正弥さんは、「公共哲学」の特徴をリベラリズムと比較しながら、次のようにまとめていらっしゃいます（大出彰ほか 2003［小林参考人発言］）。すなわち、①権利だけではなく、自発的責任、義務を重視すること、②個人と国家という二項対立を超えて、家族や中間集団などコミュニティーを重視すること、③倫理性、精神性や共同性、連帯性を重視すること、④憲法において「公共の福祉」という概念で示されている公共善、公益を重視すること、⑤人々の手によってそれを実現する公共的な民としての美徳を重視することである、と。このように、公共哲学の論者は（各論者によってニュアンスの差がありますが）、個人の自律と集団の秩序とのバランスをはかろうとしているよう

です（鬼頭秀一ほか 2002・192〔小林発言〕も参照）。また、リベラリズムに配慮する一方で、コミュニティーも同時に重視しています（「政府の公」と異なる「民の公共」を説く山脇 2004・219も参照）。これらの主張はそれ自体明快ではありますが、ただ問題は、私たちの属している現実の社会が、果たしてこのような個人の自律と集団の秩序とのバランスを上手にとることができるのか、リベラリズムに配慮しながらコミュニティーをも重視するということを実際に行いうるのかということにあると思われます。

つまり、現実の社会では、ともすれば、声の小さな個々人の人格的利益や自律がないがしろにされたまま、共通善とか公共善といったものが声高に主張されてはいないのかということを、慎重に見きわめる必要があるのではないでしょうか（井上 1992・276-277は、前掲・名和田のような「地域住民全員型」の新しい共同性を観念した場合でも、少数派に対する多数派からの同調圧力が高まらざるを得ないことを危惧する）。「市民的公共性」が健全な姿として発展していくためには、市民的公共性が形成される場が多元的・多層的である必要があるという主張もなされています（吉田克己 1999・40-41, 270は、市民的公共性の多元的・多層的構造に言及したうえで、ある「社会」の自己決定に基づく「公共性」の正当性は、相対化される必要があると指摘する）。しかしやはり問題は、そのような多元的・多層的な場が現実に保障されているのかどうかです。

このことと関連しますが、国立市の事例では、問題となった高層マンションに住んでいる居住者の利益も無視できません。彼らの中には、高層マンションから眺める大学通りの景観や、自分たちのマンションと大学通りの調和に魅力を感じて物件を購入しまたは賃借した者がいるはずです。その場合に、国立市の新しい住民である彼らの個別の利益もまた、見過ごすことはできません。真に開かれた地域社会となるためには、従来の住民の利益だけを守り、新しい住民の利益を切り捨てるのではなく、古い住民と新しい住民の利益をどのように調整したらよいのかということが重要な課題

になると考えます。景観利益がどこまで保護に値するのかという問題も、そのような枠組みの中でとらえられるべき課題ではないのでしょうか。

(3)「市場の論理」（不動産業者と新しい居住者間の「魅力的な」商品の売買）と不動産業者の配慮義務

いずれにしても、景観利益を支えるところの共同体の利益と、共同体を構成する個々人の自律との間には、一定の緊張関係があるということに私たちは十分留意する必要がありますが、共同体の利益と対立するもう一つの軸として、「市場の論理」とでも呼ぶべきものがあると思われます。「市場の論理」というのは、やや大げさなネーミングかもしれませんが、要するに、国立市の事例では、高層マンションの不動産業者は、新しい居住者となる顧客に魅力的と映る物件を販売して利益を上げようとしています。資本主義社会において、このこと自体は責められるべきことではありませんが、問題は、このような「市場の論理」に組み込まれた不動産業者が、景観を積極的に利用して（**図3**）の上向きの矢印）利益を追求する際に、どのような配慮をすべきであったのかということです。このような配慮義務の内容を左右しうるファクターとしては、差し当たり次の四点をあげることができそうです。

まず、①配慮の対象である景観利益が、どの程度明確で具体的なものであるのかということが問題となります。明確性や具体性が増せば増すほど、配慮義務の内容も高度なものになると考えられます。また、②建築基準法の要件さえ満たせば配慮義務は尽くしたことになるのかという問題もあります。これについては同法一条が「この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて」いると規定していることをどうとらえるのかが論点となりそうです。ただ、配慮義務の内容を考える際により重要となるのは、いったい地域住民の景観利益に対する共通の（あるいは最大公約数的な）意識というものが本当に存在するのかという点です。先に述べたように、新しい居住者と古い居住者、地元の有力者とそれ以外の一般市民というように景観利益に対する意識にはさまざまなものがあるのが実情で

しょう。このようなことを考えると、景観利益に対する共同体の利益は、それ自体、要保護性が高くない場合も十分ありえます。そこで、要保護性を担保するものとして、③行政の景観政策に反映しうるだけの地域住民の共通意識が、マンションの建設以前に果たしてどこまであったのかということが、配慮義務の内容を左右しうるファクターとして重要になってくると思われます。このことと関連して、④住民らが景観協定（景観法八一条以下）や建築協定の制度（建築基準法六九条以下）などを活用するなどして、市民が行政にどの程度実際に参加していたのかという点も見逃すことはできません（国立市・大学通り訴訟の二審判決〔前掲・東京高判平成一六・一〇・二七〕は、これらの諸制度が有効に活用されていなかった点を重視する。これに対して吉田克己2003・71は、この点を重視することに消極的であるが、吉田説は、当該事案では、そもそも保護に値する景観利益が存在すると考えているため、景観利益の要保護性それ自体を問題視する二審判決とは前提を異にしている）。この④の要因は、景観保護において行政の果たすべき役割とは何なのかをという大きな問題とも隣接しています。

四　社会的環境と人間との関わり合い——プライバシー侵害事例

(1) プライバシーのとらえ方

「環境」をめぐる三つ目の問題として、社会的環境、特に人間を取り巻く情報環境に着目したいと思います。その中でも、この報告では、プライバシー侵害と出版物の差止めという問題について検討します。プライバシーについては、これまで、「一人で放っておいてもらう権利」、「自己情報コントロール権」、「自己決定権」などいくつもの定義がなされていることは周知のとおりですが、プライバシー侵害について、情報環境と個人の自律との関係に着目して、できるだけ具体的にとらえてみるならば、次のように言えそうです。つまり、ある人が社会的に望まれたアイデンティティー

に従うようにと、世間の見解や道徳的判断が課してくる規範的圧力に逆らいつつ、自己の定義や自己改善にかかわる人格を形成してきたとします。それなのに、そのようにして形成された人格が思いもよらぬ形でダメージを受けたとき、人はプライバシーを侵害されたと感じるのではないのでしょうか（ホーフェン 2000［原書 1997］）。あるいは、プライバシー侵害というのは、結局、「自己イメージを使い分ける権利としてのプライバシー権」（石川 2003・30、同 2004・200）が情報環境の攪乱によって侵害された場合のことであるという定義も可能だと思われます。

（2）プライバシー侵害と表現の自由

いずれにしても、ここでは自律的な個人が〔**図４**〕にあるように、社会的（情報）環境からの受動的なベクトル（右向きの矢印）を意識しながらも、あくまでもこの社会的環境に対して能動的・自律的に働き掛けている（左向きの矢印）という点に一つの特徴があります。そして、このような情報を著者や出版社などが積極的に利用しようとするとき、プライバシーの侵害が起こりうる一方で、そのときは周知のように、プライバシーの侵害と表現の自由との相克という現象が生ずることになります。

ここで表現の自由がもたらすインパクトには、色々なものがありえます。たとえば、社会にさまざまな情報が行き渡れば、それによって民主政治が活性化する側面があることは否定できないでしょう（長谷部 2004・117-118）。また、文学の場合は、ある判決の言葉を借りれば、人々の人間存在についての認識の内容を豊かにする社会的な価値があるのかもしれません（東京高判平成一三・二・一五判時一七四一号六八頁〔「石に泳ぐ魚」事件控訴審判決〕）。いずれにしても、このような自由な表現の空間が形成されることによっ

〔図４〕

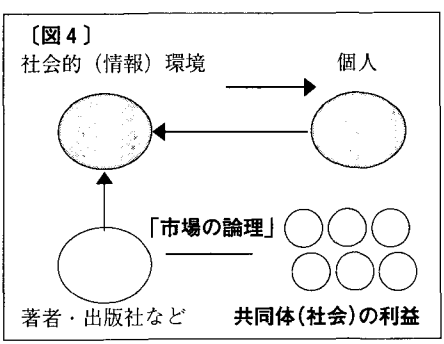

て、特定の地域のコミュニティーではなくて、もっと広く市民に開かれた共同体であるところの、社会の利益が増加する関係にあることは間違いないように思われます。

(3) 共同体の利益と個人の自律とのバランス

しかし問題はここでも、共同体の利益と個人の自律とのバランスの取り方ということになります。判例は一般に、プライバシーの侵害によって不法行為が成立するかどうかについては、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量して決定する立場をとっていますが（最判平成六・二・八民集四八巻二号一四九頁、最判平成一五・三・一四民集五七巻三号二二九頁）、文芸雑誌に掲載された小説の今後の出版差止めが求められた事案でも、最高裁は、①一方で、小説の内容が公共の利害にかかわるものかどうかを考慮し、②他方で、小説の出版等により被害者に重大で回復困難な損害が被らせるおそれがあるかどうかについて考慮しています（最判平成一四・九・二四判時一八〇二号六〇頁〔「石に泳ぐ魚」事件判決〕。差止めを認めた原判決を是認）。このうち①のファクターを判断する際には、結局、流通している情報に対して私たちの社会がどのような利益を見いだすのか、言い換えると、どのような種類の情報にアクセスできる社会を私たちは望ましいと考えるのかという、私たち構成員の有している基本的な社会観が問われることになります。他方で②を考慮する際には、被害者が情報環境にそれまでどのように自律的に働き掛けをして、それがどのように無に帰してしまうおそれがあるのかということを丁寧に検討する必要があると思われます。

これについて「石に泳ぐ魚」事件の控訴審判決（前掲・東京高判平成一三・二・一五）は、②のファクターを認定する際に、被害者の次のような証言を重視している点が注目されます。「私たちは、皆こころから、自分たちの人生を肯定しているし、これまで歩んできた道のりには誇りを感じています」。「朴里花の外観的特徴は、私の姿で描かれているのに、その言動や人格は私が受け入れ難い性質の人間に歪曲されてあったのです。しかも……小説の主人公……によって、

障害を持つ朴里花は、このうえなく侮辱されていました。私は、傷つき、裏切られたという気持ちでいっぱいでした」。ここでは、単に隠しておきたい情報が公になったということが問題となったのではありません。そうではなくて、これまで被害者の父親の逮捕歴や被害者の身体的特徴を、被害者自身が前向きにとらえようと努力してきた、そのような自己の人格（先に述べたプライバシーの定義に従えば、世間の見解や道徳的判断が課してくる規範的圧力に逆らいつつ形成してきた、自己の定義や自己改善にかかわる人格）が、作者によって正面から否定されたことが問題となっています。

（4）出版社と読者との間の「市場の論理」

プライバシー侵害をめぐっては、右に述べた、共同体の利益と個人の自律の対立軸とは別に、もう一つ、出版社と読者との間に形成される「市場の論理」の問題が残されていると思われます。たとえば、政治家の長女の離婚に関する記事を掲載した週刊誌の（事前の）出版差止め事件（東京高決平成一六・三・三一判時一八六五号一二頁）では、それほど深みのある内容の記事が争われたのではなかったようです。むしろ、のぞき見的な内容のためにかえって人々の関心を引き、週刊誌の売上げ増に結びつきやすい記事が問題となっています。あるいは「石に泳ぐ魚」事件では、出版元の新潮社は最高裁で敗訴後、この小説の存在が知れ渡った状況の中で同じ表題の本を出版することは出版社の良識に背くという被害者側の強い反対にもかかわらず、平成一四年一〇月に、（女性の学歴や家族の設定を変更し、顔の障害が暗示的なものとなっている）「改訂」版なるものを出版しています。出版者側のこのような商業主義的な行動を、仮に私たちが出版物の購入という形で肯定するのならば、表現の自由という共同体全体の、いわば「安全装置」（梓澤＝喜田村2002［「石に泳ぐ魚」事件で被告の代理人を務めた喜田村発言］）を維持する必要が、果たしてどこまであるのかという根本的な問題が引き起こされることになります。このことは、個人のプライバシー（ないし個人の自律的な情報環境との関わり合い）が、表現の自由に対して優越的地位を占めるようになる一つの契機となりうるのかもしれません。

五　おわりに――「環境」問題と個人の自律

最後に、結論に代えて、次の二点を強調しておきたいと思います。

第一に、人間と（広い意味での）「環境」との相互作用の根底には常に個人の人格的利益、あるいは個人の自律というものがあるということです。その点を共同体が無視することは許されないのではないのか。論者の言葉を借りるならば、共同体の利益は、自由な主体を阻害する危険性を常に帯びています（井上 1999・193-194）。「環境」問題を検討する際に、私たちは常にこの点を警戒すべきであると考えます。

第二に、「環境」問題を考える際には、私たちは「市場の論理」にも目を向ける必要があります。「市場の論理」は「環境」にマイナスの影響を与える可能性を有しているからです。ところが、この「市場の論理」の担い手は、市場において利益を追求する企業ばかりではありません。その企業と取引を行う他方の当事者もまた、「市場の論理」に組み込まれています。たとえば、マンション建築に伴う景観侵害事例では、マンションを購入し、または賃借しているのは個々の居住者であり、また、出版物によるプライバシー侵害事例では、出版物を購入して出版社の売上げに貢献しているのは、やはり個々の読者です。つまり、「環境」問題をめぐって無視することができないはずの個人の自律――共同体の利益から保護されなければならない個人の自律――が、これらの局面では「環境」を阻害する要因として現われています。今日的な「環境」問題の解決を困難にしている大きな要因の一つは、ここにあると考えられます。

以上、細かな解釈に立ち入る余裕がなく、かなり大づかみな内容となりましたが、市場の論理、共同体の利益、そして個人の自律の絡まりあいに着目しながら、「環境」をめぐる法的諸相について検討を行いました。私の報告は以上です。

〔**付記**〕本稿は、北大のシンポジウム「環境秩序への多元的アプローチ」（平成一七年三月五日）で行った筆者の報告を修正したものです。言葉遣いなどを改めたほか、本文の括弧の中で、必要最小限度の加筆をしてあります。なお、括弧の中で引用した文献の詳細は次のとおりです。

梓澤和幸＝喜田村洋一 2002：「対論・柳美里さん『石に泳ぐ魚』出版差し止め最高裁判決をどう見る」朝日新聞平成一四年一一月二八日朝刊（東京本社）三五面

石川健治 2003：「人格と権利――人権の観念をめぐるエチュード」ジュリスト一二四四号二四頁

――― 2004：「イン・エゴイストス――憲法学から見た公共性」長谷部恭男＝金泰昌編『公共哲学12 法律から考える公共性』（東京大学出版会）一八一頁

井上達夫 1992：「論争の公共化のために」井上達夫＝名和田是彦＝桂木隆夫『共生への冒険』（毎日新聞社）二六八頁

――― 1999：『他者への自由――公共性の哲学としてのリベラリズム――』（創文社）

大出彰ほか 2003：「第一五六回国会 憲法調査会 基本的人権の保障に関する調査小委員会第四号 平成一五年六月五日（木曜日）」 http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/010715620030605004.htm

大塚直 2002：『環境法』（有斐閣）

鬼頭秀一 1996：『自然保護を問いなおす――環境倫理とネットワーク』（ちくま新書）

――― 2002：「環境倫理と公私問題」佐々木毅＝金泰昌編『公共哲学９ 地球環境と公共性』（東京大学出版会）二二一頁

鬼頭秀一ほか 2002：「発題Ⅵを受けての討論」佐々木毅＝金泰昌編『公共哲学９ 地球環境と公共性』（東京大学出版会）一八〇頁

畔柳達雄 1980：「水俣病事件――裁判を乗り越えた患者達――」田中二郎ほか編集『戦後政治裁判史録5』（第一法規出版）六九頁

須藤自由児 1998：「自然保護は何をめざすのか――保全／保存論争」加藤尚武編『環境と倫理――自然と人間の共生を求めて』（有斐閣アルマ）一四九頁

名和田是彦 1992：「まちづくりとコミュニティ」井上達夫＝名和田是彦＝桂木隆夫『共生への冒険』（毎日新聞社）一一二頁

ネス 1997［原書 1989］：『ディープ・エコロジーとは何か――エコロジー・共同体・ライフスタイル』（斎藤直輔・開龍美訳）（文化書房博文社）［原書－Naesss, A., *Ecology, Community, and Lifestyle: Outline of an Ecosophy* (Cambridge University Press).］

長谷部恭男 2004：『憲法［第3版］』新法学ライブラリー2（新世社）

原島重義 1980：「開発と差止請求」法政研究四六巻二～四合併号一〇九頁

藤岡康宏＝須加憲子 2004：「環境利益の救済法理について――景観権確立に関する一考察」牛山積先生古稀記念『環境・公害法の理論と実践』（日本評論社）一三頁

ホーフェン 2000［原書 1997］：「情報化時代におけるプライバシーと道徳不正行為」（奥田太郎訳）情報倫理学研究資料Ⅱ所収（http://www.fine.bun.kyoto-u.ac.jp/tr2/okuda.html）［原書－Hoven, M.J.v., "Privacy and the Varieties of Moral Wrong: Doing in an Information Age," in *Computer Ethics: Philosophical Enquiry, Department of Philosophy* (Erasumus University).］

山脇直司 2004：『公共哲学とは何か』（ちくま新書）

吉田克己 1999：『現代市民社会と民法学』（日本評論社）

――― 2003：「『景観利益』の法的保護［東京地判平成一四・一二・一八・判批］」判例タイムズ一一二〇号六七頁

吉田邦彦 2000［初出 1998］：「環境権と所有理論の新展開――環境法学の基礎理論序説――」『民法解釈と揺れ動く所有論』（有

斐閣）四二二頁［初出―『新・現代損害賠償法講座第二巻 権利侵害と被侵害利益』（日本評論社）］

吉村良一 2004：「公害差止法理の展開と課題」牛山積先生古稀記念『環境・公害法の理論と実践』（日本評論社）二一五頁

レオポルド 1997［原書 1949］：『野生のうたが聞こえる』（新島義昭訳）（講談社学術文庫）［原書―Leopold, A., *A Sand County Almanac* (Oxford University Press).］